

宮城県立病院機構任期付職員採用選考考査募集要項

令和2年12月1日

宮城県立病院機構

1 採用形態 任期付職員
「任期付職員就業規則（地方独立行政法人宮城県立病院機構規程第45号）」に基づき採用します。

2 職務内容 宮城県立がんセンターにおいて、言語聴覚療法の業務に従事します。

3 採用予定人数 1人程度

4 応募資格

言語聴覚士の資格を有する者（有資格者のみ）。

ただし、上記の要件を満たしていても、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 地方独立行政法人宮城県立病院機構職員として懲戒解雇又は宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 考査の内容・応募手続き・日時・場所・合格発表について

(1) 選考考査について

提出された書類及び面接により、応募者が今回の職務内容に適しているかどうかの審査を行います。

(2) 応募手続き

次表の関係書類を令和2年12月18日（金）までに宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課に持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、令和2年12月18日（金）までの消印のあるもので、かつ令和2年12月21日（月）までに宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課に届いたものに限り受け付けます。

提出書類	説明
履歴書 (任意様式)	写真を貼付してください。 学歴は、高等学校卒業以降を記載してください。
認定書等の写し	言語聴覚士認定証の写し
卒業証明書	最終学歴のもの
業績等調書 (任意様式)	これまでの言語聴覚療法業務の業績と将来の抱負について1,200字程度にまとめて提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「任期付職員応募書類」と朱書きし、「簡易書留郵便」等の
確実な方法により郵送してください。

(3) 面接について

応募者のうち書類審査に合格した方について面接を行います。

- ① 日 時：令和2年12月24日（予定）（書類審査に合格した方に別途通知します。）
- ② 考査場所：宮城県立がんセンター内
- ③ 結果の発表：面接を受けられた方に文書で通知します。

【連絡先及び郵送先】

【宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課】

〒981-1293 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1

TEL 022-384-3151 内線108

FAX 022-381-1168

6 採用予定日・配属先・任期

合格者については、原則として令和3年2月1日（月）に採用されます。

なお、配属は宮城県立がんセンター医療局リハビリテーション室を予定しています。

任期は、令和4年3月31日までとします。

7 給与等

- (1) 給料は、法人の給与規程に基づき、採用前の職務経験（採用職種に関連する職務に限る。）
に応じて決定されます。その額はおおむね次のとおりです。

※職務経験年数はあくまで目安です。

学歴等	給料
短期大学卒業	187,470円
大学卒業（職務経験5年）	232,638円
大学卒業（職務経験10年）	250,705円

※ 令和2年11月現在。給料の調整額、地域手当を含む。

- (2) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年間約4.45か月分）等が
それぞれの要件により支給されます。また、原則として昇給はありません。
- (3) 勤務時間は、1週間当たり38時間45分です。
- (4) 休日は、土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び年末・年
始（12月29日から翌年1月3日まで）です。
- (5) 休暇は、おおむね次のとおりです。
- ① 年次有給休暇：1年度につき20日、初年度は採用日に応じる。
 - ② ①のほか、病気、結婚出産、忌引等の特別休暇や育児休業制度があります。

8 考査結果の開示

考査の結果については、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）により、
口頭で開示を請求することができます（以下参照）。詳細については、「地方独立行政法人

宮城県立病院機構宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課」（電話 022-384-3151）にお問い合わせください。

開示請求できる者	面接考査受考者（受考者本人に限る。）
開 示 内 容	総合順位及び総合得点
開 示 受 付 期 間	合格発表の日から1か月間
開 示 場 所	宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課
開 示 請 求 の 方 法	受考者本人であることを証明する書類（運転免許証，旅券等）を持参のうえ，午前9時から午後5時までの間に，上記の開示場所に直接おいでください。ただし，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受付いたしません。 なお，電話，はがき等による開示の請求はできません。